

■高知県産材輸出事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正後							現 行							
高知県産材輸出促進事業費補助金交付要綱							高知県産材輸出促進事業費補助金交付要綱							
本文 (略)							本文 (略)							
附 則							附 則							
1 (略)							1 (略)							
2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。							2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。							
<u>附 則</u>							<u>.....(新設).....</u>							
<u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u>														
別表第1 (第3条関係)							別表第1 (第3条関係)							
事業区分	事業実施主体	補助対象製品	補助対象経費	経費内容	補助率	備考	事業区分	事業実施主体	補助対象製品	補助対象経費	経費内容	補助率	備考	
(1) 県産材製品マッチング事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員	① 製材品 ② 木製の家具、建具 ③ 木工製品 ④ その他(県産材を原料とし製作されたもので知事が認めるもの)	営業・商談(商談会)に要する経費	県内企業及びアドバイザーの交通費(相手国での移動費を含む。)、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、 <u>商談に使用する商材の輸送料</u> 、車輛借り上げ等	2分の1以内 (1,000円未満切捨て)	アドバイザー謝金及び通訳費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。 <u>商談に使用する商材の輸送料について、1回の事業実施当たりの補助上限額を25,000円とする。</u>	(1) 県産材製品マッチング事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員	⑤ 製材品 ⑥ 木製の家具、建具 ⑦ 木工製品 ⑧ その他(県産材を原料とし製作されたもので知事が認めるもの)	営業・商談(商談会)に要する経費	県内企業及びアドバイザーの交通費(相手国での移動費を含む。)、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、車輛借り上げ等	2分の1以内 (1,000円未満切捨て)	アドバイザー謝金及び通訳費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。	
			バイヤーの招へいに要する経費	バイヤー及びアドバイザーの交通費(国内移動費を含む。)、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、車輛借り上げ料等		バイヤーの招へいに要する経費				バイヤー及びアドバイザーの交通費(国内移動費を含む。)、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、車輛借り上げ料等				
			新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費等		新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費				県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費等	トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナ又は1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。			トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナ又は1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。
			県産材製品を使用する海外のモデルルーム、モデルハウス、店舗等の集客の見込まれる施設において、その県産材製品をPRするための加工、輸出及び現地施工指導に要する経費	国内でのプレカット費用、県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、通訳費、施工指導費(人件費、交通費(相手国での移動費を含む。)、宿泊費)等		施工指導に係る人件費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。				県産材製品を使用する海外のモデルルーム、モデルハウス、店舗等の集客の見込まれる施設において、その県産材製品をPRするための加工、輸出及び現地施工指導に要する経費	国内でのプレカット費用、県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、通訳費、施工指導費(人件費、交通費(相手国での移動費を含む。)、宿泊費)等			施工指導に係る人件費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。
(2) 県産材製品トライアル出荷事業	土佐材流通促進協議会の構成員		新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費等	トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナ又は1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。		(2) 県産材製品トライアル出荷事業	土佐材流通促進協議会の構成員		新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費等	トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナ又は1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。		
(3) 県産材製品PR事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員		県産材製品を使用する海外のモデルルーム、モデルハウス、店舗等の集客の見込まれる施設において、その県産材製品をPRするための加工、輸出及び現地施工指導に要する経費	国内でのプレカット費用、県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、通訳費、施工指導費(人件費、交通費(相手国での移動費を含む。)、宿泊費)等	施工指導に係る人件費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。		(3) 県産材製品PR事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員		県産材製品を使用する海外のモデルルーム、モデルハウス、店舗等の集客の見込まれる施設において、その県産材製品をPRするための加工、輸出及び現地施工指導に要する経費	国内でのプレカット費用、県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、通訳費、施工指導費(人件費、交通費(相手国での移動費を含む。)、宿泊費)等	施工指導に係る人件費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。		
(4) 県産材製品海外見本市出展事業	土佐材流通促進協議会		海外で実施される見本市等への出展に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、出展経費等			(4) 県産材製品海外見本市出展事業	土佐材流通促進協議会		海外で実施される見本市等への出展に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、出展経費等			
(略)							(略)							